

## 西播磨県民局産業廃棄物最終処分場専門家会議（第1回）

### 次第

日時 平成26年5月7日（水） 13:30～16:30  
場所 兵庫県赤穂健康福祉事務所（赤穂保健所）

#### 1 開会

#### 2 議題

（1）西播磨県民局産業廃棄物最終処分場専門家会議の設置について

（2）産業廃棄物最終処分場の設置計画について

（3）産業廃棄物最終処分場の設置予定地（赤穂市福浦）の視察

（4）西播磨県民局産業廃棄物最終処分場専門家会議の今後の進め方

#### <資料>

- 1 西播磨県民局産業廃棄物最終処分場専門家会議開催要綱
- 2 産業廃棄物管理型最終処分場設置計画について
- 3 西播磨県民局産業廃棄物最終処分場専門家会議の当面のスケジュール案

#### <参考資料>

- 1 専門家会議イメージ図
- 2 管理型最終処分場の構造基準及び維持管理基準の概要
- 3 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例（関係条文抜粋）
- 4 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例

## 西播磨県民局産業廃棄物最終処分場専門家会議開催要綱

## 1. 目的

兵庫県は「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例（以下「条例」という。）」を平成元年に制定し、産業廃棄物最終処分場等を設置する場合の手続きを定めている。県がこの条例手続きの中で適切な対応を行うためには、専門的な知見を深めることが重要である。

これを踏まえ、兵庫県西播磨県民局長（以下「県民局長」という。）は、産業廃棄物最終処分場の設置計画に関して構造及び生活環境保全上の措置について専門家の意見を聴取するため、西播磨県民局産業廃棄物最終処分場専門家会議（以下「専門家会議」という。）を開催する。

## 2. 意見聴取事項

- (1) 最終処分場の構造上の検討すべき内容及び必要な措置
- (2) 周辺的生活環境保全上の検討すべき内容及び必要な措置
- (3) その他県民局長が必要と認めた事項

## 3. 運営

- (1) 専門家会議は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 専門家会議の開催に係る構成員の招集は県民局長が行う。
- (3) 専門家会議の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。座長は構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- (4) 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- (5) 県民局長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に専門家会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 専門家会議は、非公開とする。
- (7) 専門家会議の議事要旨及び会議資料は、公開とする。

## 4. 謝金・旅費

- (1) 構成員が専門家会議に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。
- (2) 謝金の支給については、別に定める。
- (3) 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により算出した額に相当する額とする。

## 5. 委任

この要綱に定めるもののほか、専門家会議の開催に関して必要な事項は、別に定める。

## 6. 附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 23 日から施行する。

## 別紙

### 西播磨県民局産業廃棄物最終処分場専門家会議構成員名簿

五十音順

勝見 武 京都大学大学院教授（廃棄物最終処分場、地盤工学）

清野 純史 京都大学大学院教授（防災工学、地震工学）

先山 徹 兵庫県立大学准教授（地質学）

東海 明宏 大阪大学大学院教授（環境リスク評価）

野邑 奉弘 大阪市立大学大学院名誉教授（熱工学、エネルギー）

## 産業廃棄物管理型最終処分場計画について

## 1 事業者

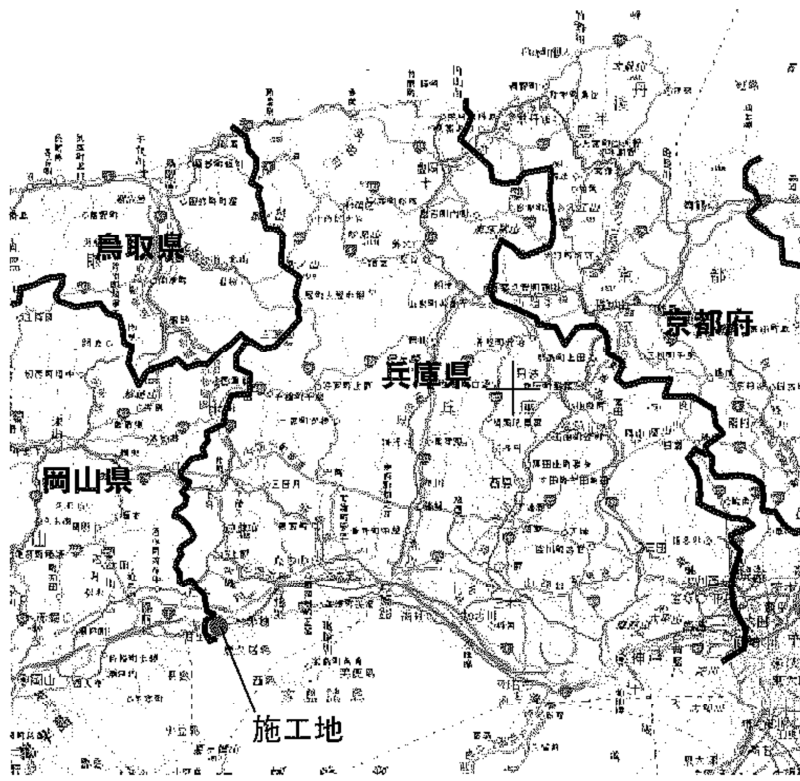
社名： 兵庫奥栄建設株式会社（採石業者）

本社： 神戸市灘区岩屋中町 1-4-19

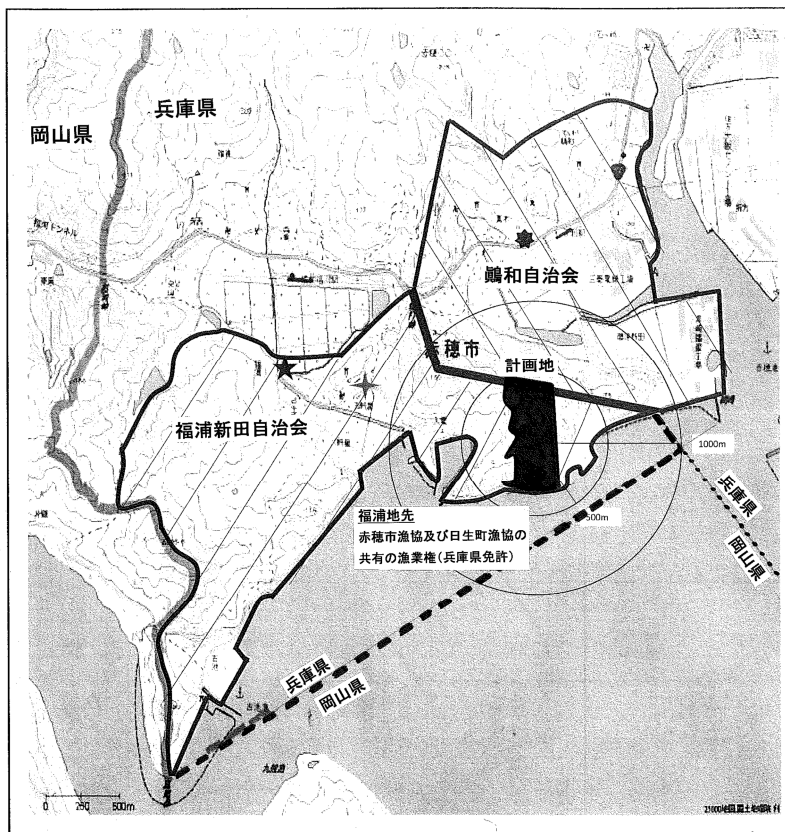
代表者： 代表取締役社長 松本義之

## 2 事業計画の概要

予定場所	赤穂市福浦字大谷 3818 ほか（採石場跡地）
施設種類	産業廃棄物最終処分場（管理型）
埋立規模	埋立面積 90,536 m <sup>2</sup> 埋立容量 2,042,741 m <sup>3</sup>
埋立期間	25 年
受入れる産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類 <sup>(※)</sup> 、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず <sup>(※)</sup> 、鋳さい、がれき類 <sup>(※)</sup> 、ばいじん、動植物性残さ、廃棄物を処理するために処理したもので他の廃棄物に該当しないもの (※) 石綿含有産業廃棄物を含む
廃棄物の搬入経路	航路のみ（陸路なし）
浸出水処理設備	処理方式 凝集沈殿・生物処理・高度処理・滅菌 処理能力 120 m <sup>3</sup> /日
浸出水調整設備	容量 6,900 m <sup>3</sup> /日
遮水工	保護マット（不織布）・上層遮水シート（高密度ポリエチレン）・電氣的漏洩検知システム・保護マット（不織布）・下層遮水シート（高密度ポリエチレン）・保護マット（不織布）
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理棟</li> <li>・ 岸壁施設、積込施設、洗車場（2 か所）</li> <li>・ 遮水工</li> <li>・ 浸出水集排水施設、集水ピット、浸出水調整設備、浸出水処理設備</li> <li>・ 災害調整池</li> </ul>



この背景地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから配信されたものである。





出典：国土地理院の航空写真（2004）に加筆



## 西播磨県民局産業廃棄物最終処分場専門家会議の当面のスケジュール（案）

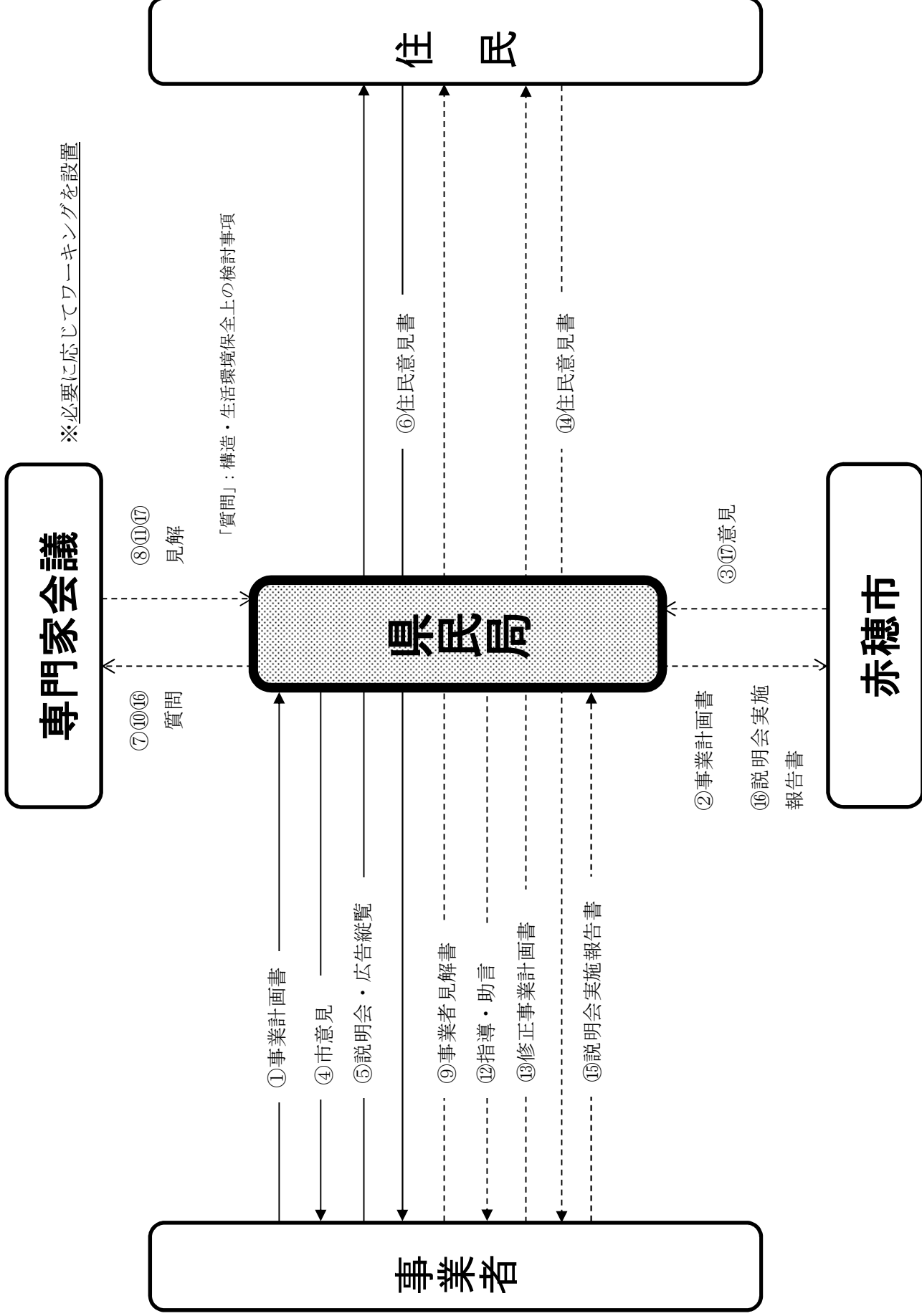
課題に関する論点整理を、下記の日程で作成する。

会議	予定の日程	概要
第1回	平成26年5月7日	・ 専門家会議の設置 ・ 現地視察 ・ 今後の会議の進め方
第2回	平成26年8月頃	・ 課題の抽出
第3回	平成26年11月頃	・ 課題に対する報告及び意見
第4回	平成27年2月頃	・ 論点整理

（注）専門家会議の当面の開催スケジュールであり、このため、必要に応じて変更する可能性がある。

# 専門家会議イメージ図

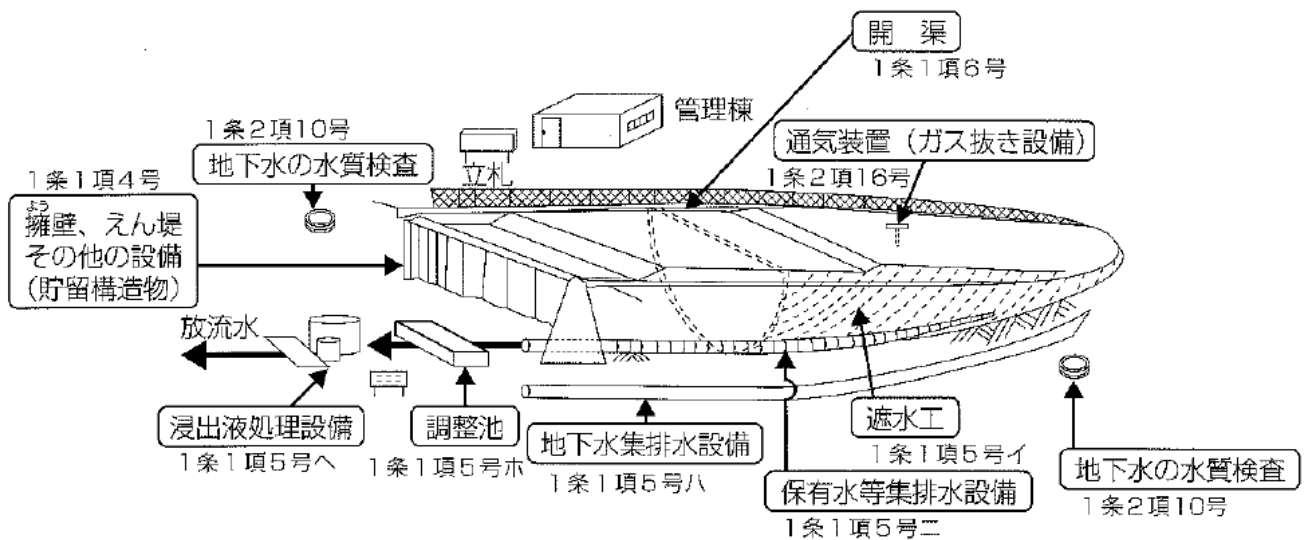
参考資料 1





【管理型最終処分場の構造基準及び維持管理基準の概要】

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(総理府・厚生省令))



出典：最終処分基準省令を基に作成（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）

構造基準	
1	埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。 (閉鎖された埋立地を埋立て処分以外の用に供する場合には、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備を設ける。)
2	入口の見やすい箇所に、最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。
3	地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合は、適当地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。
4	廃棄物の流出防止のための擁壁、えん堤その他の設備であって、次の要件を備えたものが設けられていること。 イ.自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。 ロ.埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。
5	埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。(表面遮水工) イ.廃棄物の保有水及び雨水等(保有水等)の埋立地からの浸出を防止することができる次の要件を備えた遮水工又はこれと同等以上の遮水効力を有する遮水工を設けること。ただし、埋立地の側面又は底面に、不透水性地層(厚さ5m以上、透水係数が100nm/秒(=1×10 <sup>-5</sup> cm/秒)以下の地層若しくはルジオン値1以下の岩盤又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層)がある部分については、この限りでない。 (1)次のいずれかの要件を備えた遮水層を有すること。 (基礎地盤の勾配が50%以上であって、内部水位が達しない部分については、基礎地盤に吹き付けられたモルタルの表面に遮水シート又はゴムアスファルト等が敷設されている場合にはこの限りでない。) (イ)厚さ50cm以上、透水係数が10nm/秒(=1×10 <sup>-6</sup> cm/秒)以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設されていること。 (ロ)厚さ5cm以上、透水係数が1nm/秒(=1×10 <sup>-7</sup> cm/秒)以下であるアスファルト、コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設されていること。 (ハ)不織布その他の物(二重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る。)の表面に二重の遮水シート(二重の遮水シートの間に車両の走行等の衝撃により双方のシートが同時に損傷することを防止できる不織布その他の物が設けられているものに限る。)が敷設されていること。 (2)遮水層の下部に必要な強度を有し、平らな基礎地盤が設けられていること。 (3)遮水層の表面に遮光性を有する不織布その他の物が敷設されていること。 ロ.埋立地地下全面に、不透水性地層がある場合は次のいずれかの要件を備えた遮水工を設けること。 (1)薬剤等の注入により、不透水性地層までの埋立地の周囲の地盤のルジオン値が1以下となるまで固化されていること。 (2)厚さ50cm以上、透水係数が10nm/秒(=1×10 <sup>-6</sup> cm/秒)以下である壁が埋立地の周囲に不透水性地層まで設けられていること。 (3)鋼矢板(保有水の浸出が防止されるように措置されたものに限る。)が埋立地の周囲に不透水性地層まで設けられていること。 (4)イの(1)から(3)に掲げる要件。 ハ.地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には管渠その他の地下水集排水設備を設けること。 ニ.保有水等を有効に集め速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の保有水等集排水設備を設けること。

	(ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる場合については、この限りではない。)
	ホ.保有水等の水量及び水質の変動を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。
	ヘ.保有水等を次の排水基準等に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。 ・最終処分基準省令別表第1に規定されている排水基準(BOD、COD、SSについては、それぞれ60、90、60mg/L以下と総理府令排水基準より強化されている。) ・維持管理計画上の排水基準(環境影響評価等の結果に基づき生活環境を守るためにより厳しい数値が設定された場合の基準) ・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2
	ト.ヘに規定する浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管(導水管等)の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置が講じられていること。
6	埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。

維持管理基準	
1	埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。
2	最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
3	火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。
4	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。
5	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 (閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、杭その他の設備で埋立地の範囲を明らかにしておくこと。)
6	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
7	擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。
8	廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。
9	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。
10	最終処分場の周縁の2か所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。
	イ.埋立開始前に地下水等検査項目(最終処分基準省令別表第2)、ダイオキシン類、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。
	ロ.埋立開始後、地下水等検査項目、ダイオキシン類を1年に1回以上測定・記録すること。
	ハ.埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1か月に1回以上測定・記録すること。
	ニ.電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、地下水等検査項目、ダイオキシン類について測定・記録すること。
11	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く。)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
12	雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。
13	調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。
14	浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。
	イ.放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。
	ロ.浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。
	ハ.放流水の水質検査を次により行うこと。 (1)排水基準等に係る項目(2)に規定する項目を除く)、ダイオキシン類について1年に1回以上測定・記録すること。 (2)水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1か月に1回以上測定・記録すること。(窒素は技術基準別表第1の備考4に規定する場合に限る。)
14の2	前項(構造基準)第5号トの規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。
15	開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。
16	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。
17	埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。
18	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。
19	残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。
20	埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例  
(関係条文抜粋)

(事業計画書の提出)

第6条 事業者は、次に掲げる事項を定めた事業計画（以下「事業計画」という。）を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

事業計画書の提出 平成 25 年 10 月 1 日

(周知計画書の提出)

第7条 事業計画書を提出した事業者は、関係住民に対し、事業計画についての説明会（以下「説明会」という。）の開催に関する事項その他規則で定める事項を定めた周知計画（以下「周知計画」という。）を記載した周知計画書（以下「周知計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

周知計画書の提出 平成 25 年 10 月 1 日  
(変更届の提出 平成 25 年 12 月 5 日)

(広告及び縦覧)

第8条 事業者は、前条の規定による周知計画書の提出を行った後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを当該広告の日から起算して 30 日間関係住民の縦覧に供しなければならない。

縦覧 平成 25 年 10 月 10 日～11 月 8 日  
赤穂西公民館、福浦新田集会所、兵庫奥栄広陽工場事務所  
平成 25 年 12 月 9 日～平成 26 年 1 月 7 日  
日生町漁業協同組合

(事業計画の周知)

第10条 事業者は、周知計画に基づく説明会の開催等により、関係住民に対し、事業計画について周知を図らなければならない。  
2 説明会の開催方法等に関して必要な事項は、規則で定める。

説明会の開催 平成 25 年 10 月 19 日（土）赤穂西公民館  
平成 25 年 10 月 20 日（日）福浦コミュニティセンター  
平成 25 年 10 月 21 日（月）兵庫奥栄広陽工場事務所  
平成 25 年 12 月 10 日（火）日生町漁業協同組合

（関係住民の意見書の提出）

第 11 条 地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地から、事業計画について、意見を有する関係住民は、第 8 条の規定による広告のあった日の翌日から起算して 45 日を経過する日（同条の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して 2 週間を経過する日）までに、当該意見を記載した書面を知事及び事業者提出することができる。

意見書の提出期限 赤穂西公民館 : 平成 25 年 11 月 24 日  
福浦新田集会所 : 平成 25 年 11 月 24 日  
日生町漁業協同組合 : 平成 26 年 1 月 23 日

（実施状況の報告書の提出）

第 12 条 事業者は、第 10 条第 1 項の規定により関係住民に対し、事業計画について周知を図ったときは、その実施状況について規則で定めるところにより、報告書を知事に提出しなければならない。

（関係市町の長の意見の聴取）

第 13 条 知事は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その写し及び第 11 条に規定する意見書の写しを関係市町の長に送付するとともに、地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地から、事業計画について、意見を求めるものとする。

（指導又は助言）

第 14 条 知事は、事業計画についての関係住民及び関係市町の長の意見を十分に考慮し、事業計画が地域における健全な生活環境の維持及び向上に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

<p><b>産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例</b></p> <p>平成元年3月 28 日 条例第9号</p> <p>改正 平成4年3月 27 日条 平成 21 年3月 23 日 例第 18 号 条例第 13 号</p>	<p><b>産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則</b></p> <p>平成元年8月 22 日 規則第 49 号</p> <p>改正 平成4年7月 3日規 平成8年3月 22 日規 則第 61 号 則第 14 号 平成 10 年6月 16 日 平成 13 年3月 30 日 規則第 64 号 規則第 77 号 平成 16 年3月 31 日 平成 22 年6月 14 日 規則第 35 号 規則第 35 号</p>
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、紛争のあっせん等に関して必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整を図り、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「産業廃棄物処理施設」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及びこれに準ずる産業廃棄物処理施設で規則で定めるものをいう。</p> <p>2 この条例において「産業廃棄物処理施設の設置」とは、産業廃棄物処理施設を新たに設置、又はその構造若しくは規模の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)をすることをいう。</p> <p>3 この条例において「紛争」とは、産業廃棄物処理施設の設置に伴って生ずる周辺的生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。</p> <p>4 この条例において「事業者」とは、産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。</p> <p>5 この条例において「関係住民」とは、産業廃棄物処理施設の設置に伴って生活環境に著しい影</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成元年兵庫県条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理施設)</p> <p><b>第2条</b> 条例第2条第1項に規定する規則で定める産業廃棄物処理施設は、次に掲げる廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)の処理施設及び積替施設(以下「産業廃棄物の処理施設等」という。)を除く産業廃棄物の処理施設等とする。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 11 条第1項の規定により都市計画に定められた産業廃棄物の処理施設</p> <p>(2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 51 条ただし書の規定による許可を受けて設置する産業廃棄物の処理施設</p> <p>(3) 産業廃棄物を排出する者が当該産業廃棄物を自ら処理するために設置する産業廃棄物の処理施設等であって知事が生活環境の保全上支障がないと認めるもの</p>

響を受けると認められる者をいう。

6 この条例において「関係市町」とは、その区域内に関係住民が居住する市又は町をいう。

一部改正〔平成4年条例 18 号〕

(県の責務)

**第3条** 県は、関係市町と協力して紛争を予防するとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

(市町の責務)

**第4条** 関係市町は、紛争の予防と調整に関して県の施策に協力するとともに、その地域における健全な生活環境の維持及び向上を図るため、自らも紛争の予防と調整を図るものとする。

(当事者の責務)

**第5条** 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、紛争の予防と調整に関して県及び市町の施策に協力するとともに、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民との良好な関係を損なわないよう努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重するとともに、紛争が生じたときは、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

**第6条** 事業者は、次に掲げる事項を定めた事業計画(以下「事業計画」という。)を記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成4年規則 61 号〕

(軽微な変更等)

**第3条** 条例第2条第2項に規定する規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の変更を伴わない変更
- (2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更

(事業計画書)

**第4条** 条例第6条に規定する事業計画書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第6条の規定による事業計画書の提出は、法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由
- (2) 産業廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の処理能力
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(周知計画書の提出)

**第7条** 事業計画書を提出した事業者は、関係住民に対し、事業計画についての説明会(以下「説明会」という。)の開催に関する事項その他規則で定める事項を定めた周知計画(以下「周知計画」という。)を記載した周知計画書(以下「周知計画書」という。)を知事に提出しなければならない。

(広告及び縦覧)

**第8条** 事業者は、前条の規定による周知計画書の提出を行った後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを当該広告の日から起算して30日間関係住民の縦覧に供しなければならない。

第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に規定する許可の申請又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出の前にしなければならない。

3 条例第6条第7号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施するにつき必要な他の法令の許可等の種類
  - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 一部改正〔平成4年規則61号・10年64号・16年35号〕

(周知計画書)

**第5条** 条例第7条に規定する周知計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 条例第7条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 広告及び縦覧に関する事項
- (2) 説明会以外の周知の方法に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(広告)

**第6条** 条例第8条(条例第16条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による広告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業計画書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (3) 説明会の場所及び日時
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

<p>(関係市町の長への要請)</p> <p><b>第9条</b> 知事は、第6条の規定による事業計画書の提出又は第7条の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、当該事業計画書及び周知計画書の写しを関係市町の長に送付し、</p>	<p>2 前項に規定する広告は、関係住民への印刷物の配布、関係住民が居住する地域(以下「関係地域」という。)の公共の場所の掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法により行わなければならない。</p> <p>(縦覧場所等)</p> <p><b>第7条</b> 条例第8条に規定する縦覧(以下「縦覧」という。)は、関係地域において行わなければならない。ただし、関係地域内に適当な縦覧場所がない場合にあつては、関係地域の周辺の地域(以下「周辺地域」という。)において縦覧を行うことができる。</p> <p>2 縦覧場所には、縦覧簿を備え付けなければならない。</p> <p>3 縦覧に供された事業計画書を縦覧する者は、前項に規定する縦覧簿に氏名、住所その他必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>(縦覧の時間等)</p> <p><b>第8条</b> 縦覧は、次に掲げる日を除き、月曜日から金曜日までにあつては9時30分から16時30分まで、土曜日にあつては9時30分から12時まで行わなければならない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日</p> <p>(関係市町の長への要請事項)</p> <p><b>第9条</b> 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第6条第6号に規定する生活環境の保全のための措置に関する事項</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



周知計画の内容に関する事項その他規則で定める事項に関して事業者への必要な指導を要請するものとする。

(事業計画の周知)

**第10条** 事業者は、周知計画に基づく説明会の開催等により、関係住民に対し、事業計画について周知を図らなければならない。

2 説明会の開催方法等に関して必要な事項は、規則で定める。

(関係住民の意見書の提出)

**第11条** 地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地から、事業計画について、意見を有する関係住民は、第8条の規定による広告のあった日の翌日から起算して45日を経過する日(同条の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して2週間を経過する日)までに、当該意見を記載した書面を知事及び事業者に提出することができる。

(実施状況の報告書の提出)

**第12条** 事業者は、第10条第1項の規定により関係住民に対し、事業計画について周知を図ったときは、その実施状況について規則で定めるところにより、報告書を知事に提出しなければならない。

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(説明会の開催方法等)

**第10条** 事業者は、説明会を関係地域内において開催しなければならない。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がない場合にあつては、周辺地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会において、関係住民に対し、事業計画の内容を平易に記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、条例第11条の規定による意見書(様式第3号)を提出できることを説明しなければならない。

(意見書)

**第11条** 前条第2項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地からの意見

(実施状況の報告書)

**第12条** 条例第12条に規定する報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 説明会の開催日時

(2) 説明会の開催場所

(3) 説明会の対象地域

(4) 説明会に参加した者の氏名及び住所

<p>(関係市町の長の意見の聴取)</p> <p><b>第 13 条</b> 知事は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その写し及び第 11 条に規定する意見書の写しを関係市町の長に送付するとともに、地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地から、事業計画について、意見を求めるものとする。</p> <p>(指導又は助言)</p> <p><b>第 14 条</b> 知事は、事業計画についての関係住民及び関係市町の長の意見を十分に考慮し、事業計画が地域における健全な生活環境の維持及び向上に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。</p> <p>(生活環境の維持及び向上に関する協定の締結)</p> <p><b>第 15 条</b> 知事は、事業計画に関して地域における健全な生活環境の維持及び向上を図るため、必要があると認めるときは、関係市町の長に対し、事業者との間において、次に掲げる事項について生活環境の維持及び向上に関する協定を締結することを要請するものとする。</p> <p>(1) 生活環境の保全のための措置に関する事項  (2) 生活環境の維持及び向上に関する協定の履行の保証及びその不履行の場合の措置に関する</p>	<p>(5) 説明会の経過及び概要</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</p> <p>3 第 1 項の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 説明会で配布した書類及び図面  (2) 条例第 11 条に規定する意見に対する見解を記載した書類  (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、地域における健全な生活環境の維持及び向上に関して知事が必要と認める事項</p> <p>2 事業者は、関係市町の長から前項の規定による生活環境の維持及び向上に関する協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。</p> <p>(事業計画又は周知計画の変更の届出等)</p> <p><b>第16条</b> 事業計画書又は周知計画書を提出した事業者は、事業計画又は周知計画を変更しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 第6条から第9条まで、第10条第1項及び第11条から前条までの規定は事業計画の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)について、第7条から第9条まで、第10条第1項、第11条及び第12条の規定は周知計画の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)について準用する。</p> <p>(事業計画の廃止の届出等)</p> <p><b>第17条</b> 事業計画書を提出した事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 事業計画書を提出した事業者は、前項の規定による届出を行った後、速やかに、事業計画を廃止した旨を広告しなければならない。</p>	<p>(事業計画又は周知計画の変更の届出等)</p> <p><b>第13条</b> 条例第16条第1項の規定による届出を行おうとする者は、事業計画の変更にあつては事業計画変更届(様式第5号)、周知計画の変更にあつては周知計画変更届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(軽微な変更等)</p> <p><b>第14条</b> 条例第16条第2項に規定する事業計画の変更に係る規則で定める変更は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の変更を伴わない変更</p> <p>(2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更</p> <p>2 条例第16条第2項に規定する周知計画の変更に係る規則で定める変更は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 説明会に配布する書類又は図面の変更</p> <p>(2) 周知が更に図られると認められる変更</p> <p>(廃止届)</p> <p><b>第15条</b> 条例第17条第1項の規定による届出を行おうとする者は、事業計画廃止届(様式第7号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第17条第2項の規定による広告を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載し、第6条第2項に規定する方法により広告しなければならない</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、その旨を関係市町の長に通知するものとする。

(あっせん)

**第18条** 知事は、事業者又は関係住民から紛争の調整の申出があった場合において、必要があると認めるときは、あっせんを行うものとする。

2 知事は、あっせんを行うことを決定したときは、関係市町の長に協力を要請するものとする。

3 知事は、関係市町の長と協力して、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。

(あっせんの打ち切り)

**第19条** 知事は、当該紛争について、あっせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

2 知事は、前項の規定によりあっせんを打ち切るに当たっては、関係市町の長の意見を求めるものとする。

3 知事は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者及び関係市町の長に通知するものとする。

(報告の徴収)

**第20条** 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(勧告又は公表)

**第21条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、兵庫県環境審議会の意見を聴いて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

い。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 廃止した事業計画の概要

(あっせん)

**第16条** 条例第18条第1項に規定する紛争の調整の申出を行おうとする者は、紛争調整申出書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第18条第2項の規定により、あっせんを行うことを決定したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

3 知事は、あっせんを行うに当たり、当事者に出席を求めることができる。

(公表)

**第17条** 条例第21条第2項に規定する規則で定める公表の方法は、兵庫県公報への登載その他知事が適当と認める方法とする。

る。

(1) 第6条から第8条まで、第10条第1項、第12条、第15条第2項(第16条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第16条第1項又は第17条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

(2) 前条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 前2号に掲げるもののほか、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関して不正又は不誠実な行為をし、又はこれらの行為をす

るおそれがある者  
2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、規則で定める方法により当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他規則で定める事を公表するものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認める場合には、この限りでない。

一部改正〔平成21年条例13号〕

(国等に関する特例)

**第22条** 国又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が産業廃棄物処理施設の設置をしようとするときは、紛争の予防と調整に関する手続については、この条例の規定にかかわらず、知事と当該国等の機関との協議により行うものとする。

(条例の適用除外)

**第23条** 保健所を設置する市の区域に産業廃棄物処理施設を設置する場合にあっては、この条例の規定は、適用しない。

2 条例第21条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 住所並びに法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

(2) 事業計画の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(国等に関する特例)

**第18条** 条例第22条に規定する規則で定める法人は、次のとおりとする。

(1) 広域臨海環境整備センター

(2) 日本下水道事業団

(3) 財団法人ひょうご環境創造協会

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が適当と認める法人

一部改正〔平成8年規則14号・22年35号〕

(書類等の提出部数及び経由機関)

**第19条** 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面(第11条に規定するものを除く。)は、すべて正副3通を作成し、産業廃棄物処理施設の設置場所を管轄する県民局長を経由しなければならない。

(補則)

**第 24 条** この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成元年8月規則第 48 号で、同元年9月25日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際既に紛争の予防と調整に関する措置が講じられていると知事が認める場合にあつては、この条例の規定は、適用しない。

(附属機関設置条例の一部改正)

3 附属機関設置条例(昭和 36 年兵庫県条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表公害審査会の項の次に次のように加える。

産業廃棄物審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)による産業廃棄物の適正な処理に関する重要事項及び産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成元年兵庫県条例第9号)による産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一部改正〔平成 21 年条例 13 号〕

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 35 年兵庫県条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

一部改正〔平成 13 年規則 77 号〕

附 則

この規則は、平成元年9月 25 日から施行する。

附 則(平成4年7月3日規則第 61 号)

この規則は、平成4年7月4日から施行する。

附 則(平成8年3月 22 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年6月 16 日規則第 64 号)

この規則は、平成 10 年6月 17 日から施行する。

附 則(平成 13 年3月 30 日規則第 77 号)

この規則は、平成 13 年4月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年3月 31 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年6月 14 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1条第 45 号及び第 46 号を次のように改める。

(45) 公害審査会

(46) 産業廃棄物審議会

別表第1公害審査会の項の次に次のように加える。

産業廃棄物審議会	会長	日額	13,500 円
	委員	日額	11,000 円

別表第2公害審査会の委員及び専門調査員の項の次に次のように加える。

産業廃棄物審議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
-------------	---------------------

附 則(平成4年3月 27 日条例第 18 号)

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第 95 号)の施行の日から施行する。

附 則(平成 21 年3月 23 日条例第 13 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年4月 1日から施行する。

(後略)